

環自総発第 2509291 号
環循資発第 2509291 号
環循適発第 2509291 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係事業者団体代表者 殿

環境省 自 然 環 境 局 総 務 課 長
(公 印 省 略)
環境再生・資源循環局資源循環課長
(公 印 省 略)
環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、本年 1 月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があったところであり、本年 5 月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号）が成立しました。

これを受け、環境大臣から、環境省関係事業者団体の皆様へ、別添の「価格転嫁・取引適正化について」を本通知に併せて発出します。

貴団体におかれても、別添を貴会員企業等の皆様に広く周知いただきますよう、お願い申し上げます。

特に下記の点については、発注者の立場としてだけでなく、受注者の立場としても承知いただきたい内容も含まれますので、貴会員企業等の経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する会員企業等への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布された。今後、下請代金支払遅延等防止法（下請法）は中小受託取引適正化法（取適法）、下請中小企業振興法（下請振興法）は受託中小企業振興法（振興法）が通称となる。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要である。ついては、別紙「下請法・下請振興法改正の内容について」に関して、会員企業等への周知を行うこと。今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会が順次開催される予定であるところ、環境省関係事業者団体を対象とした説明会も開催予定であり、参加を検討いただきたい。

（中小受託取引適正化法のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払いを禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定について、必要に応じて事業所管省庁と相談しながら、検討を行うこと。また、自主行動計画の策定の有無にかかわらず、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、取組の充実や改善を図ること。

3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられている。

既に、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねて周知をしているところであるが、それ以外にも、こうした間接的な経費についても、取引実態等に照らし、価格転嫁・交渉の対象とするかの検討を行うこと。

以上

環自総発第 2509291 号
環循資発第 2509291 号
環循適発第 2509291 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係事業者団体代表者 殿

環境省 自 然 環 境 局 総 務 課 長
(公 印 省 略)
環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局 資 源 循 環 課 長
(公 印 省 略)
環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局 廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 長
(公 印 省 略)

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、本年 1 月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があったところであり、本年 5 月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号）が成立しました。

これを受け、環境大臣から、環境省関係事業者団体の皆様へ、別添の「価格転嫁・取引適正化について」を本通知に併せて発出します。

貴団体におかれても、別添を貴会員企業等の皆様に広く周知いただきますよう、お願い申し上げます。

特に下記の点については、発注者の立場としてだけでなく、受注者の立場としても承知いただきたい内容も含まれますので、貴会員企業等の経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する会員企業等への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布された。今後、下請代金支払遅延等防止法（下請法）は中小受託取引適正化法（取適法）、下請中小企業振興法（下請振興法）は受託中小企業振興法（振興法）が通称となる。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要である。ついては、別紙「下請法・下請振興法改正の内容について」に関して、会員企業等への周知を行うこと。今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会が順次開催される予定であるところ、環境省関係事業者団体を対象とした説明会も開催予定であり、参加を検討いただきたい。

（中小受託取引適正化法のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払いを禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定について、必要に応じて事業所管省庁と相談しながら、検討を行うこと。また、自主行動計画の策定の有無にかかわらず、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、取組の充実や改善を図ること。

3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられている。

既に、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねて周知をしているところであるが、それ以外にも、こうした間接的な経費についても、取引実態等に照らし、価格転嫁・交渉の対象とするかの検討を行うこと。

以上